

岩手県告示第524号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）第37条の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する重要国際埠頭施設及び法第33条第1項の国土交通大臣の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設（以下「重要国際埠頭施設等」という。）の前面の泊地に、国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定し、平成23年8月25日から施行する。

平成23年8月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

港湾名	地区名	重要国際埠頭施設等	制限区域
釜石港	須賀地区	－11.0メートル岸壁	－11.0メートル岸壁の西端をA点とし、同点から同岸壁に直角に海側へ65メートルの地点をB点とし、同点から同岸壁に平行に東側へ295メートルの地点をC点とし、同点からA点及びB点を直線で結んだ線に平行に南側へ88メートルの地点をD点とし、同点から同岸壁東側に直角に西側へ引いた線と同岸壁が交わる点をE点とし、A点からE点までの各点を順次に直線で結んだ線及び同岸壁により囲まれた別図に示す水域
		－7.5メートル岸壁	－7.5メートル岸壁の東端をF点とし、同点から同岸壁に直角に海側へ50メートルの地点をG点とし、同点から同岸壁に平行に西側へ180メートルの地点をH点とし、同点から同岸壁に直角に引いた線と同岸壁が交わる点をI点とし、F点からI点までの各点を順次に直線で結んだ線及び同岸壁により囲まれた別図に示す水域

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。